

平成23年 2月16日

平成23年

第2回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第2回教育委員会定例会会議録

平成23年2月16日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
野口和矩	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
鈴木清子	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
教育事務改善担当課長	福本 英 也
学務課長（私学行政担当課長兼務）	菅 三 男
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（教育センター所長兼務、 幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	榎田 隆 一
大田図書館長	原 聡

計 10 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第2回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第2回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

また、本日は傍聴の希望があった。傍聴を許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴希望者入室)

○委員長

本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について区民に広く周知する良い機会になると捉え、編集等によりその内容に誤解が生じないように留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

1 平成22年度 おおたの教育研究発表会について

資料)平成22年度 おおたの教育研究発表会 次第(平成23年2月14日付け)

2月14日に池上会館で開催された「おおたの教育研究発表会」は、昨年につき、今回で2回目となる。当日は、200名以上の学校関係者と保護者の皆様が会場に集まった。教育研究推進校である9校の先生方が、3校ずつ三つの分科会に分かれて、分科会ごとに研究の要点を発表した。その後、会場の皆様と質疑応答をするという流れで進めた。すべての研究推進校が一堂に会し、お互いに各校の研究内容を共有して、そこから啓発の機会を得ようという試みは、「おおたの教育推進プラン」に基づき、授業力の向上という目的にかなうものだと考え行っている。あわせて、保護者に対しては、大田区の学校ではこれだけ一生懸命頑張っている、その姿を見ていただきたいということもある。

現在、各学校におきましては、基礎的な学力の向上、体力の向上、あわせていわゆ

る対人間係能力、コミュニケーション能力の向上といった課題を抱えている。今回の研究も子どもたちの表現力の向上をいかに進めるかといったコミュニケーション能力に特に焦点を合わせた研究が幾つかあった。表現力の向上では、具体的には言語活動について、授業中にどのように展開していくかといったところにポイントが合っていると思う。

研究のうち分かりやすい研究と、なかなか直ちには成果が出ない研究もある。今回わかりやすい研究だと評価されていたのは、私の印象では馬込小学校の体育関連の研究、すなわち「心も体も健やかな子どもの育成を目指して」というタイトルで研究したものが保護者には非常にわかりやすかったと思えた。もう一つは道塚小学校の外国語活動である。これは「国際社会に生きる心豊かな子どもの育成」ということで、地域の英語が達者な方にボランティアティーチャーとして参加していただき、非常に活発な外国語活動を小学校1年生から進めている。参加している保護者の皆様方も大変関心があって、自分の学校でもそういう研究をしてもらいたいとの発言があったそうだ。

概して、非常に各校の先生方は一生懸命に説明をしていて共感を得た。今後もうこういう研究をさらに工夫をしながら進めていきたいと思う。

## 2 大田区総合体育館について

2月9日に教育委員会管理職などが、建設中の大田区総合体育館の視察をした。地下1・2階は、水が出るなどかなり難工事だったが、基本的にはしっかりできあがった。これから地上部分の建物本体の壁の造作や屋根の立ち上げなどが課題になってきたという段階だ。現場に行き、新体育館はなかなか立派なものだということを痛感させられた。工事の現場も大変よく整備されて、秩序立てて作業が行われていて、非常に安全な工法で作業が進められており、出来上がりが楽しみである。

総合体育館については、隣接マンションの購入をめぐる住民監査請求が出て、さらにこの後、住民訴訟までに発展した経緯がある。実際に工事の現場を見ると、当時マンションがあった土地は更地になっているが、ここに建築面積が650㎡、延床面積が1,300㎡くらいのマンションがもし建っていたとしたら、この工事は非常に難航して大変なことになったと思われた。仮に体育館が出来上がった後でもマンションがあったとすれば使い勝手が悪くて大変だろうと推測できた。

### ○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見、質問はあるか。

### ○藤崎委員

おおたの教育研究発表会へは200の方が集まったそうだが、そのうち保護者は何人くらいであったか、教えてほしい。

### ○指導課長

おおたの教育研究発表会に集まった200人のうち、保護者は約半数の90数名であった。

○野口委員

このおたの研究発表会は、昨年からは始まり、私が現役のときには行われていなかったもので、非常に興味を持ち、当日は私も出席した。研究したものが一校だけで終わってしまうのではなく、他校の先生方、あるいは小学校の研究を中学校の先生が、中学校の研究を小学校の先生が勉強して、広めていく面でのよい取組だと思った。会場が1箇所であったため、背中合わせのまま発表していたので、そういうところは改善してほしいと思う。大田区だけではなくて、都などでも機会があったら発表し、研究の成果を広めてもらいたい。

各学校の研究発表では、大田区教育委員会の教育目標にのっとり、校長、副校長及び先生方が相談しながら研究を進めた学校もあったと伺った。この教育目標を額などに入れるなどして全校に配布し、各学校がこれを常に意識するようにしたらどうか。

○指導課長

大田区教育委員会の教育目標を掲げている学校もあるが、どちらかというと各学校の教育目標を掲げているところが多い。教育課程を組むときに、まずは大田区教育委員会の教育目標があるので、それを踏まえている。目標については、また今後、対応していきたい。

○野口委員

少し予算がかかるかもしれないが、よろしく願いしたい。

○鈴木委員

各学校が教育目標を掲げて非常に努力をされていることは見えているが、その中には教育委員会の教育目標も含めて考えているだろうと思う。こうした目標については、学校のほかに、各家庭の保護者がどれだけ理解しているかも重要だと考えている。保護者に向けての啓発を努力されるとよろしいのではないかと思う。

この後、青少年健全育成大会に関しての報告があるようなので、そこでまた話をしたいと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長の報告事項」

### ○社会教育課長

#### 1 平成22年度 青少年健全育成大会の実施について

(資料) 平成22年度 青少年健全育成大会の実施について

この大会は、大田区自治会連合会や大田区青少年対策委員会などの地域団体からなる大田区青少年をめぐる環境浄化推進委員会、大田区及び大田区教育委員会の三者の主催で、毎年、環境浄化強調月間中の3月第1日曜日に開催している。

今年は3月6日(日)午後1時30分から大田区民プラザで開催する。今年はアトラクションとして、区立田園調布小学校の児童に合唱を披露していただく。

また、昨年1年間に模範となる活動や優秀な成績をおさめた個人や団体への表彰式が予定されている。

#### 2 (仮称)大田区スポーツ振興計画の策定について

(資料) (仮称)大田区スポーツ振興計画の策定について

(仮称)大田区スポーツ振興計画は、来年度、策定を予定している。スポーツ振興法第四条第3項に「都道府県及び市町村の教育委員会は国のスポーツ振興計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」と規定されている。大田区は、都内でも屈指のスポーツの盛んな区である。都民体育大会でも、毎年、優勝を争って好成績を収めている。また、区民のスポーツに対する関心も高く、今後のスポーツ行政を推進する上での指針が必要と考えている。

##### (1) 計画の概要(案)

###### ア 趣旨

スポーツは、心身の健全な発達など様々な効用をもたらすほか、地域の活性化や高齢化対策、健康増進等、多くの役割が期待されている。平成24年には大田区総合体育館もオープンするので、これを期にスポーツ振興計画を策定し、スポーツ振興施策を総合的かつ計画的に実施していきたいと考えている。

###### イ 位置づけ

「大田区基本構想」と「おおた未来プラン10年」との整合性を図り、国の「スポーツ振興基本計画」や都の「東京都スポーツ振興基本計画」を踏まえたものとする。

###### ウ 計画期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

###### エ 策定の手順

これから平成23年度いっぱいかけて計画の策定を行うが、策定の手順として

は、まず区民スポーツ意識調査を行う。また、庁内に検討会を設置し、検討を行い、素案を作成する。この素案を元にパブリックコメントを実施し、素案を修正して原案を作成する。また、これらの過程において、教育委員会や常任委員会とスポーツ振興審議会に報告し、意見を伺う予定である。

3 第64回 区民スポーツ大会（春・夏季）等の日程について

（資料）第64回 区民スポーツ大会（春・夏季）&スポーツ奨励事業日程表  
種目は、大会44種目、奨励事業1種目の計45種目である。3月12日から9月4日までの日程で開催される。各大会の開会式出場と日時は資料に記載のとおりとなっている。委員の皆様には、例年同様、開会式等でのあいさつをお願いする。

○委員長

ただいまの報告に意見、質問はあるか。

（「なし」との声あり）

○委員長

承認してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

承認する。

### 日程第3 「議案審議」

○委員長

第10号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第10号議案 大田区教育委員会規則で定める様式における名宛表記の整理に関する規則の制定について説明する。

内容は、大田区教育委員会規則で定める様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。施行日は、公布の日から施行する。この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができることとする。

提案理由は、常用漢字及び音訓の読み方の見直しが行われ、平成22年11月30日付け内閣告示第2号により常用漢字表が改定された。区では、公文に用いる用字について、大田区公文規程で常用漢字表に掲げるものと定めており、教育委員会事務局においてもこれに準じているため、特に区民の使用頻度が高い名宛表記について改正を行う必要があ

るので、この案を提出する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第10号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第10号議案について、原案どおり決定する。

第11号議案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第11号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明する。

内容は、「第3条 (学校教育法) 施行令第29条の規定に基づく休業日は、次のとおりとする。」という規程があるが、このうち「(4) 開校記念日 (5) 都民の日条例 (昭和27年東京都条例第75号。以下「条例」という。) の規定する日」を削除し、同条(6)を(4)に繰り上げる。

提案理由は、新学習指導要領に基づく授業時数及び授業日数の確保のためである。施行は、平成23年4月1日である。

○委員長

第11号議案について、意見、質問はあるか。

○野口委員

開校記念日と都民の日が休業日でなくなるということだが、どれくらい協議されてこうなったのか。授業日数の確保ということで理由はわかるが、例えば夏季休業日を7月21日から8月25日までにするなども協議されたのか。

また、この4月から改正するということが、保護者に対する説明はどのようになっているのか。私は、少し早急過ぎるような気がしたので、この2点について説明を求める。

○指導課長

新学習指導要領は、小学校が平成23年度に、中学校が平成24年度に全面実施される。これに伴い、学年により違いはあるが、授業時数は小学校3年生から中学校3年生にかけて35時間ほど増加する。このため、提案理由にあるとおり、授業時数及び授業日数を確保する必要が生じる。現在、土日が休みの状況でもある程度、確保はできているが、

インフルエンザの流行などで授業時間が欠けるときに備えて、20時間から30時間程度の余剰をとって時間割りを組んでいる。開校記念日と都民の日については、授業数の確保ということで、現在、授業を行っている小学校もある。校長会においても、この二日間に授業を行っている学校とそうでない学校があると、区の中でアンバランスになるのではないかという意見も出た。これらの状況も踏まえて、より確実に、ゆとりを持って授業時数が取れるように、この2日間については授業日としたいと考えている。

また、保護者については、各学校を通じて説明している。

○野口委員

校長会などでも了承しているということか。

○指導課長

小学校の校長会からは意見を聞いている。中学校の校長会についても、昨年11月から校長会の役員会や総会で説明し、意見を聞いている。

○野口委員

私は、休業日をなくすことを急に決めていいのか。例えば、冬休みを短くするとか、夏休みを短くして8月26日から2学期を始めている区も増えてきている中で、大田区としてはどちらがいいのかという議論をしたのか。そういう議論がなくて、開校記念日と都民の日を休業日ではなくして授業時数を確保するというのなら、7月中授業を行って8月1日から1月間を夏休みにしたほうがもっと授業時数が確保できるという考えも成り立つ。教育委員会から「こう決まったからこうしなさい。」という形になってしまう気がしてならない。

○指導課長

授業日数や授業時数などの教育課程の管理については、管轄している指導課で議論をしている。確かに他区については、土曜日を授業日にするとか夏季休業を短縮するとか、大きく学校週5日制の枠組みを動かしているところもある。ただ、先程説明したように、授業時数の確保についてはある程度できている状況もある。また、現状として、開校記念日については休業日にしないで学校行事を行っている学校もあり、都民の日については都民の日条例ということで特別な催しをやっていて、23区どこも学校判断で授業日にしている実態もある。土曜授業の実施や夏季休暇を短くするとかといった大きな枠組みについては、まだ本格的に議論をしていかななくてはならないと思っている。今回の件については、極力影響の少ない点に配慮した授業日数の確保ということで、指導課で校長会等に相談しながら進めてきた。

○教育長

この件について、すこし前に私は指導課などと議論をしていた。大田区の場合は、開校記念日と都民の日を授業日にするという対応で授業時間数を確保できる、その次のステップとして、更に授業時数の確保が必要になったときには夏休み等の短縮なども必要

かという議論はしていた。ここで唐突に議案提出したような感が否めないやり方となったのは大変申し訳なかったと思う。今後とも引き続き検討は続けていきたいと思う。

○藤川委員

開校記念日は、各学校にとって大事な日だと思う。その日が休業日だと行事ができないので、学校があったほうがいいのではないかと思う。各学校に対して開校記念日の行事などの指導を行うという予定はあるか。

○指導課長

開校記念日には、各学校において学校の歴史を振り返るなど、従来の教育課程の中で行っている。ただ、開校記念日を休みにして、別の日に開校記念日の催しを行っていた学校もある。開校記念日当日にそういった催しを行い、子どもたちの愛校心や学園理解を深めるということが大事だと思う。そういうことについては、指導課からも助言していきたい。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第11号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第11号議案について、原案どおり決定する。

第12号議案について、事務局からの説明を求める。

○教育総務課長

第12号議案 青少年健全育成のための大田区行動計画（第五次）の策定について、説明する。

提案理由は、平成23年3月で第四次の行動計画が満了となることから、改めて、昨今の青少年を取り巻く様々な問題を踏まえ、第五次の行動計画を策定するものである。内容については、社会教育課長から説明する。

○社会教育課長

青少年健全育成のための大田区行動計画（第五次）については、昨年11月17日教育委員会定例会において、素案の概要説明をさせていただいた。12月1日から22日までパブリックコメントを実施し、また、教育委員会ほか青少年問題協議会等からも意見をいただいた。それらの意見をもとに修正したのが、この計画案である。

構成は五章からなり、第四次計画まではなかった「めざす青少年像」を定めている。

また、四つの基本目標とそれぞれの個別目標、更にこれも第四次計画にはなかったが、今後5年間に積極的に取り組む14の重点事業について記載している。平成24年度から5年間、この行動計画に基づいて、青少年の健全育成施策を推進していく。今後は、3月の常任委員会に報告し、区長の決定を経て、4月に公表予定である。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

○鈴木委員

この行動計画は、非常に幅が広く、これまでの継続審議でもいろいろな意見が出された。以前から感じていたことだが、私は、青少年健全育成の指導者である青少年対策地区委員や青少年体育指導員を対象とした指導者研修の実施などが必要だと思う。

大田区には、児童館等49、分室7、こどもの家3、フレンドリー9、おおたっこ広場6などの子育て支援施設があり、おおたっこ広場などは職員や非常勤職員が頑張っている。

また、青少年対策地区委員や青少年体育指導員は地域の指導者として、小・中・高校生に対して、一生懸命、指導していただいている。この方々を対象とした、指導者研修を特にしっかりと実施していただくようお願いしたい。みんなが地域の一人として、しっかり連携をとっていくことが重要だと思う。

とても立派な行動計画が出来上がったが、具体的にどうやっていくかが一番大事だ。

○社会教育課長

指導者講習は、重点事業10として成人対象の「青少年健全育成のリーダー講習会」を実施している。

この他、青少年委員に対する研修、社会指導員に対する研修、青少年対策地区委員に対する研修、中高生のリーダーに対する研修、小学生に対する研修等など、種類はいろいろある。まだ取組が不十分なところもあろうかと思うので、検討していきたい。

○鈴木委員

今の件については、パブリックコメントでも指摘があった。現在の研修については、一生懸命やっていると思うが、内容をもう一度検証をする必要があると考える。各委員が貴重な時間を使って受講しているので、既存の研修内容を厚くするなどして、しっかり皆さんの身につくような形で実施していただきたい。

○社会教育課長

それについては、今後、十分検討させていただきたい。

○委員長

この青少年健全育成のための大田区行動計画は、よく考えてきちんとした内容になっていると思う。

青少年問題を考えるときに、青少年健全育成の大きな阻害要因になっているものには、子どもたちの働く場所や活動する場所がないという実情がある。青少年がまさに青少年を卒業した後に、社会にどう出るのか、受け皿となる社会に働く場所や活動する場所が確保できているのか、一生懸命にいい大人になりたいと思い、周囲もきちんと育てた子どもたちを、どのように社会に繋げていくかというところがうまくいかないと、せっかくいい子どもたちに育てても、出口のところでだめになってしまうのではないか。

もちろん、働く側の仕事に対する考え方などもあると思うが、そういう状態を見ると、子どもたち自身も「しょせん、私たちが一生懸命やっても」という感じになり、一生懸命にやるという気持ちがそがれていくと思う。

青少年を健全に育てるというプログラムができるわけだから、それを社会でよき人材活用に活かしていけるような方向付けを更に検討していき、しかるべきセクションと一緒に、子どもたちが「少年時代はよかった、楽しかったけれども、いまは何も希望がない。」という感じになり、それがまた若い子に伝染していくことがないような方策を、常に考えていただきたい。

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

第12号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第12号議案について、原案どおり決定する。

第13号議案について、事務局からの説明を求める。

#### ○教育総務課長

第13号議案 公文書不存通知決定に係る審査請求に対する裁決について説明する。

なお、請求人の氏名は伏して、説明をする。

裁決案を説明する前に、これまでの経過について、説明する。平成21年7月1日付けで審査請求人が出した公文書開示請求書には、『2 公文書の件名又は内容 (前略) 「念のため預けておいた開示対象文書」と一緒に渡したコピー代納付のための納付書兼納入済通知書(後略)』とある。

これに対して、公文書不存通知書を出し、該当する公文書はないと通知している。

これに対して、請求人から異議申立書が出ている。この異議申立書については、審査請求書に読み替えている。異議申立ての理由は、「存在するはずの公文書について不存処分を受けた。」というものである。異議申立ての内容は、「(前略) 公文書開示請求に伴う文書閲覧と写しの交付をするために、保健所に対して念のため資料を預けたのであれば、複写した文書だけではならず、納付書兼納入済通知書を添付しなければ請求者の目的に応じられないことは自明の理であり、(後略)」作成をしているはずだというものだ。文書だけでなく、手数料を払うための納付書兼納入済通知書も作っているは

ずだという主張である。

平成21年9月24日付けで処分庁は、審査庁あてに弁明書を出している。この弁明書中「6 本件審査請求に関する意見（1）（前略）公文書不存在通知書の不存在理由に記した事実以外の事実はない。」としている。

審査請求人から口頭意見陳述があった。これについては、異議申立書とほぼ同様の内容なので割愛する。

教育委員会は、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、平成22年12月27日付けで次のとおり答申を受けた。

大田区諮問第40号答申

1 審査会の結論 平成21年7月10日付け21教学発第11049号により、大田区教育委員会教育長が行った公文書不存在通知決定は、適法である。

#### 6 審査会の判断

(5) 学務課担当職員は、上記平成20年12月12日午後2時は、指定時刻直前まで出張業務の予定が入っていたため、参考のため、予め開示対象公文書と同じものを保健所健康推進課の担当職員に預けたが、納付書兼納入済通知書は作成せず、預けもしなかった。学務課担当職員は、当日の開示に立ち会うことができず、そのため開示公文書の閲覧又は写しの交付に至らなかった。

一般的に、納付書兼納入済通知書は、開示請求者が開示対象文書を閲覧した後、写しの交付を請求した場合に謄写費用の納付のために作成されるものであり、本件では対象公文書の閲覧に至らなかったことから、開示請求者から写しの交付請求もなかったため、作成されていない。

(6) 以上のとおりであり、本件決定は適法なものと評価することができるので、上記「審査会の結論」のとおり判断をする。

この答申なども受けて、裁決案は次のとおりとする。

主文 本件審査請求を棄却する。

理由 第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

2 審査請求の理由

第2 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

2 判断

(5) 学務課担当職員は、上記平成20年12月12日午後2時は、指定時刻直前まで出張業務の予定が入っていたため、参考のため、予め開示対象公文書と同じものを保健所健康推進課の担当職員に預けたが、納付書兼納入済通知書は作成せず、預けもしなかった、学務課担当職員は、当日の開示に立ち会うことができず、そのため開示公文書の閲覧又は写しの交付に至らなかった。

一般的に、納付書兼納入済通知書は、開示請求者が開示対象文書を閲覧した後、写しの交付を請求した場合に謄写費用の納付のために作成されるものであり、本件では対象公文書の閲覧に至らなかったこと

から、対象文書のうち写しの必要な文書を特定し、それに伴う写しの枚数を確定することができなかつたため、作成されていない。

また、(中略) 弁明書副本文における「念のため」の意味するところは、(中略) 「参考のため」に、保健所健康推進課の担当へ渡したというものである。

- 3 よって、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第40条第2項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第13号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

13号議案について、原案どおり決定する。

次に、第14号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第14号議案 公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について、説明する。

裁決案を説明する前に、これまでの経過について説明する。

なお、請求人氏名については、伏して説明する。

平成21年2月9日付け公文書開示請求書にて請求のあった公文書の件名は、「東京都中学校別評定割合(平成20年3月28日)のうち大田区立中学校にかかる部分」ということである。

これに対して、平成21年2月18日付けで公文書部分開示決定通知書を出しており、一部の開示をすることと決定したので通知した。内容は次のとおりである。

開示することができない部分及び理由は、「学校名については非開示とする。①本文書に学校名を付して開示することにより、学校やその学校に学ぶ子どもたちに対する差別や偏見が生じるおそれがある。②本文書に学校名を付して開示することは、単純な数値の相対的な比較により、学校が個別に根拠のない批判を受け、次年度の評価・評定作業に不当な圧力が加わるおそれがある。」である。実際に開示した文書は、別紙のとおりである。

これに対して、請求人から平成21年3月9日付けで審査請求書が出された。内容は、次のとおりである。

- 4 異議申立ての趣旨 上記2「異議申立てに係る処分」記載の決定を取り消すとの決定を求める。

- 5 異議申立ての理由

- ① 公教育の成果は公開されなければならない
- ② 機会均等、水準確保がなされていないため公開されなければならない
- ③ 東京都教育庁や進学塾で公開している情報を大田区だけが開示しない合理的理由がないから公開すべきである

平成21年5月15日付けで処分庁から出された弁明書の内容は、次のとおりである。

#### 6 本件審査請求に関する意見

(5) ア (前略) 公開され数字が一人歩きすることにより、学校やその学校に学ぶ子どもたちに対する差別や偏見が生じるおそれがある。

エ (前略) 学校が個別に根拠の無い批判を受け、次年度の評価・評定作業に不当な圧力が加わり正当な評価活動が阻害されるおそれがある。

審査請求人から口頭意見陳述があり、実施をするところだったが、これについては、文書をもって口頭意見陳述に代えたいという申し出があり、意見陳述が文書でなされている。枚数は10ページ近くあり、文書の形で載っている。

教育委員会としては、大田区情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、平成23年1月11日付けで次のとおり答申を受けた。

大田区諮問第38号答申

1 審査会の結論 平成21年2月18日付け20教指発第12687号により、大田区教育委員会教育長が行った公文書非開示(部分開示)決定について、非開示とした理由には違法性、不当性はないものと認められるが、非開示とされた部分(学校名)の情報が既に東京都教育庁に対する公文書開示請求により開示されている事実を鑑みると、非開示とする意義はなく、非開示決定を取り消して開示することが相当である。

#### 7 審査会の判断

(3) 審査会の非開示該当性の判断

ア 学習指導要領に準拠した生徒の学力の絶対評価・評定の実施とその信頼性、客観性の確保

イ 本件文書の性質・目的

ウ 実施機関の説明する非開示該当性について

① 学校名を開示した場合の弊害と公正又は適切な意思決定に障害を生じるおそれの関係

(前略) 実施機関が説明した弊害は、おおむね、①評価・評定についての無理解から生じる風評被害、②評語「5」「4」の評定割合が低い学校に対する不当な圧力、③評語「1」「2」の評定割合が高い学校の児童、生徒、保護者、地域に対する偏見や差別の助長である。

③ 判断

上記のとおり、東京都立高等学校入学者選抜において調査書の記載が相当程度重視されていること以外の事実については、それほど広く周知性が認められるとはいえないことを前提とすると、学校名を公表した場合、実施機関が説明する弊害の①、②、③のいずれか、場合によってはいずれも生じるおそれがあることは容易に想像できること、本件文書が

東京都立高等学校入学者選抜の公平性、公正性の担保となる評価・評定の客観性、信頼性の確保のため使用され、とりわけ客観性や信頼性を揺るがす障害が生じるおそれを排除しなければならない性質の文書であることを考慮すると、これらの弊害が生じた場合には、公正又は適切な意思決定に障害を生じるおそれがあると判断できる。

エ 東京都教育庁が非開示を認めず開示している情報を非開示とすることが相当といえるか

(前略) 審査会の判断としては、上記事情下(「本件文書の本来の作成権限者である東京都が本件文書の学校名まで公表している事情下」)にあっては、個別本件に限って非開示を維持すべき合理的事由を見出すことは困難であるといわざるを得ない。情報公開条例の非開示条項は、非開示とする利益を守るための規定であると考えられるところ、本来の事務権限を有する東京都が学校名を公表している以上、それによって事務再配分を受けている大田区の固有の利益は喪失したと考えざるを得ないからである。大田区情報公開条例には、非開示とする利益を喪失した後も、なお非開示事由を認める規定は存在しない。

#### (4) 結語

以上のとおり、実施機関の主張する非開示事由の存在は認められ、その範囲で非開示として本件処分には、違法性ないし不当性は認められないが、非開示部分が東京都の開示によって開示されている事実を前提とすると、非開示部分の開示決定をすることが相当と判断される。(後略)

この答申を受けて、裁決案は次のとおりである。

主文 本件審査請求を棄却する。

理由 第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

2 審査請求の理由

第2 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

2 判断

##### (1) 審査庁の非開示該当性の判断

ア 学習指導要領に準拠した生徒の学力の絶対評価・評定の実施とその信頼性、客観性の確保

イ 本件文書の性質・目的

ウ 教育長の説明する非開示該当性について

(ア) 学校名を開示した場合の弊害と公正又は適切な意思決定に障害を生じるおそれの関係

(前略) これらの弊害は、既に保護者が校長に対し、今後の評定割合を改めるように迫った事例があることなどからして、教育長が単に主観的にあるいは抽象的に危惧するものとはいえない。

(イ) 本件文書に関連する事実の周知性

(ウ) 非開示該当性の判断

(前略) 学校名を公表した場合、教育長が説明する弊害の①、②、③のいずれか、場合によってはいずれも生じるおそれがあることは容易に想像できること、成績一覧表が東京都立高等学校入学者選抜の公平性、公正性の担保となる評価・評定の客観性、信頼性の確保のため使用され、とりわけ客観性や信頼性を揺るがす障害が生じるおそれを排除しなければならない性質の文書であることを考慮すると、これらの弊害が生じた場合には、大田区情報公開条例第9条第2項第5号「区の機関内部における審議、協議、検討又は調査に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は同種の事務事業の公正又は適切な意思決定に障害を生ずるおそれのあるもの」に該当するものと判断できる。

エ 東京都教育庁が非開示事由を認めず開示している情報を非開示とすることが相当といえるか

本件文書に適用される情報公開条例は、大田区情報公開条例であり、東京都が本件文書の学校名まで公表している事情下においても、大田区において、公正又は適切な意思決定に障害を生じるおそれがあるといえるかどうかを判断すべきものである。これについて、大田区情報公開・個人情報保護審査会の答申では、「上記事情下にあつては、個別本件に限って、非開示を維持すべき合理的事由を見出すことは困難であるといわざるを得ない。情報公開条例の非開示条項は、非開示とする利益を守るための規定であると考えられるところ、本来の事務権限を有する東京都が学校名を公表している以上、それによって事務再配分を受けている大田区の固有の利益は喪失したと考えざるを得ないからである。」としている。

しかしながら、成績一覧表を作成している大田区が学校名を公表することにより、上記弊害が拡大し、大田区の教育に関する地域・保護者等との信頼関係を著しく損なうおそれがあると考えられる。したがって、非開示を維持すべき合理的理由があるというべきである。

また、公文書の開示、非開示はそれぞれの地方公共団体等の実施機関が、当該情報公開条例に基づき判断すべきものであり、東京都が本件文書の学校名まで公表しているからといって、上記ウの非開示を維持すべき合理的均理由が消滅したと考えることはできない。

なお、東京都からの、「成績一覧表調査委員会における調査の

実施及び調査資料の提出について（依頼）」と題する依頼文書によると、各区市教育委員会から提出された調査資料について、「調査結果については区市等ごとに、学校名は示さず順不同で公表する。」としている。したがって、成績一覧表の提出を受けた東京都が本件文書に学校名を付したものを、一方的に開示することにこそ問題があるというべきである。

## （２）結論

以上のとおり、教育長が主張する非開示事由の存在は認められ、非開示とした本件処分には、違法性ないし不当性は認められない。

答申と後半部分が異なった裁決になっている。

### ○委員長

ただいまの説明に対して、意見、質問はあるか。

### ○野口委員

学校別の評定割合を公表することは、学校と個人とは違うけれども、極端にいうところの子どもの成績を見せるようなものだと思う。もっと先を考えると個人の成績まで公表しろということになるのではないかと考えていた。

そもそも相対評価から絶対評価になった時点で、当然、学校・個人・指導者によってその評価には差があるものとしてつくられたのが東京都の絶対評価なのだ。東京都は「学校名を示さず順不同で公表する。」としていたのに、学校名を公表してしまった。私は、今回の東京都の公表はあり得ないことだと思うし、大失態と言わざるを得ない。

この評定は都立高校の入学者選抜に使われるものだが、中学校の教員は都立高校進学のためだけで評定・評価しているわけではない。

評価・評定については各評価の状況に応じて、最終的には5は努力されているとか、3は努力を要すると判断するとか、1と2については一層努力を要する判断をするものとか、最終的な判断基準は各学校で決定する。それを公表したら、校長の決定能力もなくなってしまうし、指導力も何も生きてこない。

仮に、区の教育委員会がこの評定割合を公表してしまったことをだめだと言われるなら話はわかるが、東京都で公表してしまったものは仕方ないから、大田区も公表しなさい、それなら公表しようというのでは、区の教育委員会が何のためにあるかわからないし、私は逆のように感じる。私は、頑としてこれを守らないといけないと思う。

もう一つは、学力調査を公表するというのはまだわかるが、今の段階ではまだ学校別の評定までは公表すべきではないと思う。区の教育委員会としては、こういうことについては学校を守ってあげないといけないと私は思う。

### ○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

### ○藤崎委員

今回の裁決案については、このとおりで支持をしたい。

親の立場で考えると、各学校に5の生徒が何人、4の生徒が何人ということパーセンテージで表示した場合、学校比較という以外の何者でもない。その数字だけを見て親が何を判断するかというと、指定校を変更してでも隣の中学校に行かせたい、あの中学校に行かせたいという動きが意思としては働き出すと思う。

極論を言うと、あの学校は5の子が多く、こちらの学校は1の子が多いという捉え方や、あるいはあの学校は5を出す教員が多い、1を出す教員が多いという捉え方をしたときに、教員にとっても生徒にとっても、最終的には教育として誰にメリットがあるかということに非常に疑問を抱く。

例えば、大田区の小・中学校の地域性を考えて、区内でここを何とか活発にしていこうというときに、学校や教員の発奮という意味でいい方向に回ればよいが、それ以上に弊害のほうが大きいと考えるので、私はこの裁決案を支持したいと思う。

#### ○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

#### ○鈴木委員

私も野口委員、藤崎委員の意見に賛成する。

私は、この件について、人権という観点から捉えてみた。藤崎委員の意見にあったように、この学校別評定割合について詳細を知らない方は、様々な見方をし、どうしても風評に流されやすくなると思う。そうした場合、風評被害や学校に対する批判に変わっていきかねず、差別や偏見といったマイナス部分が非常に大きくなるのではないか。逆に、この学校別評定割合非常に関心を持っている人はごくわずかだろうと思う。そういうことを含めて考え、私はこの裁決案に賛成する。

#### ○藤川委員

私も今の意見に同意する。世間の社会的な見方で、学校間の差がますます顕著になる、かえってそこに通われる子どもたちや保護者が差別されるのではないか、それは、教育的ではないと思うので、この裁決に賛成する。

#### ○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

#### ○教育長

私も、各委員の意見にあったとおりだと思う。行政の立場からすると、今回は非常に特異なケースだ。情報公開・個人情報保護審査会が、基本的には区の教育委員会が出した部分開示について、「違法性ないし不当性はない」とその判断を肯定していると考えている。ところが、東京都の教育委員会が全面開示したということがあり、東京都の全面開示と区の教育委員会の部分開示が対立するような状況になっている。これは先程、野口委員からも指摘があったように、東京都は学校名については公表しないということ

を前提に区の報告を求めているにもかかわらず、区との相談もなく勝手に学校別に公表してしまっている。行政機関同士の互いの信義則に反することで、通常はこういうことは起こらない。このようなことが起きてしまったので、この事態に対して、審査会はどうか判断するかを非常に悩んだと思う。理論的には、区の教育委員会の判断は正しいとしたが、既成事実に対してどう判断するかということで、かなり苦慮されたのだと思っている。

私は、今回の公文書開示請求については、開示された文書を適正に利用するのかわいか、つまり情報の適正使用という観点が必要なのではないかと思う。例えば、塾がこういった情報を入手した場合に、これを営利目的に利用するとか、あるいは広くブログやホームページなどで一般的に公表することによって、既に多少は知っているにしても、大方の方たちが十分な理解や検討を抜きに情報が流通することによって、偏見が助長されてくるといった危険性がある。このままこのような情報は、情報の適正使用ということで、本人自身が知る権利を行使してそこにとどまっていくならまだしも、それを広く伝ばするような目的で、あるいは専ら教育委員会や学校を批判するという目的のために利用するなどという利用の仕方については、権利の濫用として規制することも考えていけないといけないと思う。

私自身が保護者代表である中学校PTA連合会と何回も話をして、屈託のない議論をしているが、学校別の5段階の絶対評価の評定状況について、是非出してほしいという意見は全く聞いたことがない。PTAの方々は、これについての関心は仮にあるとしても、それを開示せよといった考え方は今のところ出されていないので、私としては、これは健全な判断である、保護者の方たちもそう判断されているのではないかと思っている。以上のことを考えれば、本来であれば都の教育委員会が開示しないということが妥当であるにもかかわらず開示してしまった。これはこのまま放置できないので、区の教育委員会としては平成22年度分から学校別の評定資料ではなく、記号を打って東京都に提出している。平成21年度分まではオープンにされている節があるが、区の教育委員会としては、非開示の立場を貫き、地域の皆様方や生徒を偏見や差別から守っていくという立場である以上は、学校別評定割合を出さないという姿勢でいかなければ、矛盾すると考えているので、棄却が妥当であると思う。

## ○委員長

情報公開・個人情報保護審査会も、開示しないことは相当であるという意見だ。けれども東京都が開示をしてしまっているから、開示してもいいのではないかという考え方ののだが、「本来、開示すべきでない情報をよそで開示している」というときに、「だからうちも開示してもいいのではないか」という考え方と、「よそで開示しているならそちらで見ればいいのではないか」という考え方と二通りあると思う。原則が開示を不適切だ、開示をしない考え方が妥当だとするのであれば、よそで見られるのであったら、開示をしないことによって誰かが困るわけではない、よそはよその判断でいいと思っただら見せたらいいので、うちの家庭ではそういうものは見せないという判断はありだと思う。よその子が変な本を見ているから、うちも見ないのではないかということはないだろうと思う。よそのうちに遊びに行けば見られるかもしれないけれど、うちでは見せ

ないということは、そのうちの親が決めることだと感じる。そういうことと似た議論かと思った。

それから、学校間でばらつきがあるということは、教育の問題を考える上で有益な情報だと思う。大田区の中で例えば5が1%台の学校もあれば、10%台の学校もあるということは、同じ区の中で教育の質というものをなるべく均一によいほうに保っていくためにはどうしたらいいだろうかということを検討するための材料になると思う。A中学校は1.2%で、C中学校は12%だと名指しで行うこととは、また別の問題があるのではないかと思う。A中学校の子はだめだとかA中学校の先生はだめだとか、先生から見たら1.2%だとうちだけなぜそうなのかといろいろ言われるから、2%くらいにしないとまずいかと数合わせが始まってしまうと、適正な評価が出なくなってしまうこともあると思う。教育がどうあるべきかという議論に資するために必要な情報について、ばらつきがあるということは、私は教育を考える者が知る権利として必要のある内容ではないかと思う。それをどこの小学校、どこの中学校だということまで知る必要があるかという、そこまでの必要はないのではないか。そういう判断に基づいて部分開示をした教育長の決定はもとより正しいと思うので、原案に賛成する。

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

#### ○委員長

第14号議案について、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

#### ○委員長

第14号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第2回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時27分閉会)